

みんなの 共済ガイド



皆さんと歩んだ 30 周年。
これからも交運共済と共に!!

交運共済は2017年4月1日で 30 周年を迎えました。
組合員の皆さまに支えられて今日を迎えることができます。
今後も組合員の皆さまとご家族が安心して暮らしていけるよう
共済運動に邁進してまいります。

こちらからお読みください



交運共済(JR職域生協)
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

みんなの共済ガイド

交運共済について

交運共済は

JR各社およびJR関連企業で働く
仲間とOBのための共済です。

皆さまと一緒に仲間をつくる
助け合いの輪に加わりませんか？



「共済」とは…

偶然の事故等に備えて、組合員があらかじめ一定のお金（掛金）を出し合って協同の財産を準備し、いざという時に、その財産から共済金や見舞金をお支払いします。

つまり、職場の仲間の誰かが困った時に、仲間全員で助けるという仕組みです。

「生協（生活協同組合）」とは…

生活をよりよくしたいと願う人々が集まり組合員となって、みんなで運営・利用する営利を目的としない組織です。

人と人とのつながりでできた組織です。

「交運共済」とは…

「全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合」の略称です。JR職域で唯一、厚生労働省から認可を受けた生活協同組合です。

昭和 38 年 4 月に発足し、昭和 62 年の JR 発足時に名称変更して再出発しました。平成 29 年 4 月 1 日で名称変更してから 30 周年を迎えました。皆さまに支えられて今日を迎えることができたことに、厚く感謝と御礼を申し上げます。

労働組合と交運共済の関係について

労働組合の福祉事業として「共済」があります。

共済の保障事業は、労働組合の仲間の団結に大きな役割を担っており、「労働組合」「共済」双方が発展することにより、組合員とその家族の福祉向上につながっていきます。

「経営理念」「行動指針」について

★交運共済の「経営理念」

1. 相互扶助の精神に基づく組合員の生活協同組織として組合員の暮らしの豊かさを追求します。
2. JR・JR グループに働き、そして退職後も人との結びつきを大切に、助け合います。
3. 交運共済はみんなの共済です。

★交運共済の「行動指針」

安心・信頼・サービス・スピード

コンプライアンス（法令遵守）について

消費生活協同組合法、保険法、個人情報保護法、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、契約者保護を第一に、健全な事業運営に努めています。

リスク管理と安心の提供について

交運共済はさまざまなリスクの発生に対応したリスク管理を行い、組合員のみなさまに安心を提供しています。

大災害発生による多額の共済金の支払いに備え、各種準備金の積立や再共済によるリスク分散等を行っています。

各種手続等について

○加入・請求の手続きについて

各種共済のご加入や共済金のご請求は、職場の共済担当者もしくは所属する労働組合または、お近くの交運共済までご連絡ください。

○苦情・お問い合わせ等について

交運共済に対する、苦情・お問い合わせ等は、お近くの交運共済までご連絡ください。

交運共済が取り扱いしている保障制度は次の通りです。
いつでも新規に加入することができます。(入院共済、自賠責共済は除く)

総合共済

お祝い事、悲しいことなど、みんなで分かち合う
助け合いの原点です。

様々なシーンでお祝い金・お見舞い金をお支払いします。交運共済における
中心的な制度です。退職された後も70歳まで引き続きご利用できます。



生命共済

大切なご家族のために、
万一の時に備えられる保障です。

組合員とその配偶者をご加入いただけます。最高保障額は
2,000万円(61歳未満の場合)です。契約年齢は最高79歳です。



火災共済

火災および風水害(台風・雪害など)による
損害を保障します。

火災による損害は「再取得価額」で保障します。
持ち家に限らず、借家、独身寮などでもご加入いただけます。



3 保障制度

『類焼損害保障』『個人賠償保障』『借家人
賠償保障』は選んで付帯できる、住まいと
くらしの保障です。

3保障制度(共済セット加入)は、火災共済の建物契約・
家財契約あわせて50口以上加入されている方がご契
約いただけます。



入院共済

生命共済にセットして、入院に備える保障です。

入院日額1万円、5千円、3千円から選ぶことができます。
入院共済のみの加入はできません。



総合医療共済

入院・手術はもちろん、三大疾病や女性疾病にも
備えられる医療保障です。

組合員とその同一生計のご家族をご加入いただけます。終身型や定期型、
医療プランや介護プランなど様々なタイプをご用意しています。



NEW 子供生命共済

出産や入学(入園)など、新たな
ライフステージを迎えた方に特にオススメしたい、
大切なお子さま向けの保障です。

組合員の同一生計のお子さまをご加入いただけます。
手頃な掛金で病気・ケガをトータルに保障します。



地震風水害共済

地震・風水害・盗難による損害を保障します。

火災共済にプラスして加入することにより住宅災害に対し、
総合的に備えることができます。地震風水害共済のみの加
入はできません。



交通災害共済

交通事故による死亡・障害や
入院・通院に備える保障です。

組合員とご家族がご加入いただけます。組合が主催する
スポーツレクリエーション中の事故も保障します。



マイカー共済

安全運転のあなたを全力で支える、
自動車に関する補償です。

おトクな掛金と充実の補償でカーライフを応援します。
お見積もりをご希望の方は、お気軽にお問い合わせください。



自賠責共済

車検時に必要な強制保険(共済)です。

マイカー共済とセット加入をおすすめします。



組合員および出資金について

全国交運共済生協は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合です。JR各社ならびにJR関連企業とその退職者
であればどなたでも組合員となることができ、各種共済をご利用いただけます。新しく組合員となられる方は、生活協同組合運営のための出資が
必要となります。出資金は1口50円です。なお、出資にあたっては2口100円をお願いしています。

1. 組合員の資格

- (1) JR各社およびJR関連企業に勤務する方は、全国交運共済生協の組合員と
なることができます。
- (2) JR各社およびJR関連企業に勤務していた方で、全国交運共済生協の事業
を利用することを適当とする方は、全国交運共済生協の承認を受けて、全国
交運共済生協の組合員となることができます。

2. 届出の義務

組合員は、組合員の資格を喪失したとき、または氏名もしくは住所を変更したと
きは、速やかにその旨を全国交運共済生協に届け出てください。

3. 自由脱退

組合員は、事業年度の末日の90日前までに全国交運共済生協に予告し、当該事
業年度の終わりについて脱退することができます。

4. 法定脱退

組合員は、次のいずれかの事由によって脱退します。

- (1) 組合員の資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

全国交運共済生協は次のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって除名
することができます。

- (1) 1年間全国交運共済生協の事業を利用しないとき
- (2) 全国交運共済生協の事業を妨げ、または信用を失わせる行為をしたとき

6. 出資1口の金額およびその払込み方法

出資1口の金額は、50円とし、全額一時払込みとする。

個人情報保護方針

交運共済は、今日まで組合員・ご契約者の皆さまに関する個人情報管理について厳重な管理を行ってまいりましたが、更に皆さまからご信頼をいただけるよう個人情報の取扱いについて、個人情報保護法をはじめ関係する法令等を遵守し、必要な管理体制のもと情報の正確性・機密性・安全性の継続確保に努めます。

1. 情報の収集・利用目的

交運共済では、組合員・ご契約者の皆さまに、より良い商品・各種サービスを提供し、契約の締結および維持管理のために必要最低限の情報を収集させていただいています。

お預かりした個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持、共済金等のお支払い、その他商品・各種サービスのご案内など当生協の共済事業および付随する業務の目的のために利用させていただきます。

なお、契約申込書やアンケート等により、組合員・ご契約者の皆さまに任意の情報提供をお願いする場合は、その利用目的を明示します。

2. 収集する情報の種類

組合員の会社名、加盟組合、所属機関等の組合員情報ならびに組合員・ご契約者の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要な情報について収集します。

3. 情報の管理

組合員・ご契約者よりお預かりした個人情報は、正確・最新なものになるよう適切な措置を講じています。また、組合員・ご契約者の情報への不正アクセスなどを防止するため必要な措置を講じ情報の保護に努めています。

なお、加盟組合ならびに事業者等に業務委託を行う場合も当生協が責任をもって業務委託先に対し、必要かつ適切な監督を行い目的外の利用を行わせないとします。

4. 情報の提供

組合員・ご契約者等の個人情報は、交運共済の業務上必要がある場合のみ利用し、以下の場合を除き取得した情報を第三者に提供することはありません。

- (1) ご本人の了解・同意がある場合
- (2) 法令により必要と判断される場合

- (3) 公共または組合員・ご契約者の利益のために必要と考えられる場合
- (4) 情報の利用目的のために業務を委託する場合
- (5) 業務提携先等との間で、交運共済が保有する共済契約等に関する所定の情報以下、「個人データ」といいます。)を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。

- ① 共同利用する旨
- ② 共同して利用される個人データの項目
- ③ 共同して利用する者の範囲
- ④ 利用する者の利用目的
- ⑤ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

5. 共同利用

交運共済では、契約者の皆さまが所属されている加盟組合(労働組合)等との間で、労働者共済福祉活動の普及に関わる各種商品、各種サービスのご案内などや共済契約の締結・維持管理および共済金のお支払いなどに関わる事務手続きを円滑にすすめるために、次の交運共済が保有する個人データを加盟組合(労働組合)等と共同して利用させていただいています。

【共同利用事項】

交運共済と加盟組合(労働組合)等が共同利用する保有個人データは、次の項目です。会社名、所属組合、所属機関名(機関番号)、職場番号、組合員番号、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別などの組合員管理に必要な基本データおよび契約・給付管理に必要な基本データ。

6. 情報の開示・訂正等のご請求

組合員・ご契約者からご自身の個人情報について開示・訂正のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り回答・訂正いたします。

以上の件についてのお問い合わせは、
交運共済本部 ☎ 03 - 5377 - 3180 までお願いいたします。

《安心ネットワーク》

北海道事業本部(札幌)	〒060-0012 札幌市中央区北12条西18丁目1-19 北海道鉄道会館2F 釧路・旭川・函館方面専用フリーコール ☎ 011-643-0880 【JR】021-3516
東日本事業本部(東京)	〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル7F 新潟・水戸・千葉方面専用フリーコール ☎ 03-3432-8950 【JR】057-4905
高崎事業部	〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F ☎ 027-323-1983 【JR】043-2528
長野事業部	〒380-0935 長野市中御所3-2-22 国労長野会館1F ☎ 026-291-5057 【JR】067-2583
東北支所(盛岡)	〒020-0033 盛岡市盛岡駅前北通4-4 国労会館4F ☎ 019-651-3475 【JR】033-2287
秋田事業部	〒010-0001 秋田市中通4-17-12 一建秋田ビル4F ☎ 018-832-8858 【JR】036-3424
仙台事業部	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-5-24 第一パークビル9F ☎ 022-295-1801 【JR】031-3996
東海事業本部(名古屋)	〒453-0015 名古屋市中村区椿町5-6 ウェストナゴヤ56 4F 東海専用フリーコール ☎ 052-452-8470 【JR】061-2522
静岡事業部	〒420-0851 静岡市葵区黒金町39-1 ☎ 054-284-2315 【JR】063-2373
西日本事業本部(京都・大阪・神戸・和歌山)	〒530-0012 大阪市北区芝田2-2-17 和光ビル2F ☎ 06-6373-2146 【JR】071-4544
金沢事業部	〒920-0031 金沢市広岡2-7-1 ラフレシア3F ☎ 076-261-1443 【JR】065-2678
福知山事業部	〒620-0054 福知山市末広町2-2-2 ☎ 0773-22-4347 【JR】077-2492
中国支所(広島)	〒732-0822 広島市南区松原町1-1 広島駅東部高架下1F ☎ 082-263-3419 【JR】081-3419
米子事業部	〒683-0036 米子市弥生町2番地 JR米子支社現業事務所1号内 ☎ 0859-33-6707 【JR】085-2257
岡山事業部	〒700-0024 岡山市北区駅元町1-2-301 ☎ 086-232-0828 【JR】084-3402
福岡事業部	〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11 第13泰平ビル6F内 ☎ 092-475-7506 【JR】092-3141
四国事業本部(高松)	〒760-0021 高松市西の丸町11-9 ☎ 087-821-2163 【JR】086-2592
九州事業本部(福岡)	〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11 第13泰平ビル6F ☎ 092-475-7506 【JR】092-3330
大分事業部	〒870-0822 大分市大道町1-5-6 大分高架グループ会社事務所棟 ☎ 097-573-3766 【JR】096-2786
熊本事業部	〒860-0047 熊本市西区春日3-15-1 ☎ 096-326-2635 【JR】094-2625
鹿児島事業部	〒890-0045 鹿児島市武1-17-24 吉嶺ビル102 ☎ 099-258-0177 【JR】095-2340
本部	〒166-0012 東京都杉並区和田3-1-19 ☎ 03-5377-3183 【JR】058-5543

ホームページアドレス <http://www.koun.or.jp>

※お問い合わせ・苦情等がありましたら、最寄りの交運共済までご連絡願います。

※2017年4月1日現在。

※営業時間は、平日9時～17時30分です。土・日・休日は休業しています。

総合共済

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)

この書面についてはご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「契約概要」「注意喚起情報」として記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、「契約概要」「注意喚起情報」に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。

「契約概要」「注意喚起情報」についてご不明な点がございましたら、交運共済までお問い合わせください。

契約概要

◎総合共済について

日常生活のさまざまな慶弔事に共済金等をお支払いします。

◎ご契約できる方

交運共済組合員であれば、どなたでも加入できます。ただし、すでにＪＲ会社あるいはＪＲ関連会社を退職されている方は新規加入できません。

◎共済期間について

共済期間は４月１日～翌年３月３１日の１年間です。更新により７０歳となった年度末（３月３１日）までもしくは組合員資格を喪失するまで継続してご契約していただくことが可能です。共済期間満了後、引き続きご契約する場合は、自動更新となりますので手続は不要です。また、通常契約開始となる４月１日以降に新規加入した場合は、次に迎える３月３１日までの契約となり、以降は４月１日～翌年３月３１日の１年契約です。

共済契約締結後１年未満で退職する場合はそのときをもって、共済期間の途中でも消滅します。

◎共済掛金について

掛金額は月額１,０００円（年額１２,０００円）です。

◎掛金の払込方法について

掛金お支払い方法は、①年払い、②半年払い、③月払い、の３方式です。

掛金の納入は、賃金控除、郵便振込（現金）、口座振替のいずれかです。

月払いによるお支払いは、賃金控除に限らせていただきます。賃金控除は、交運共済と賃金控除（労働基準法２４協定）の取り決めをしているＪＲ会社等に限らせていただきます。口座振替は、交運共済が指定する引落日の前にあらかじめ引落口座を登録する必要があります。

◎共済金等の受取人について

共済金等の受取人は以下の順位によります。

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 共済契約者 | (5) 共済契約者の孫 |
| (2) 共済契約者の配偶者 | (6) 共済契約者の祖父母 |
| (3) 共済契約者の子 | (7) 共済契約者の兄弟姉妹 |
| (4) 共済契約者の父母 | |

受取人が複数いるときは代表者を１名定めていただきます。

◎共済金等のご請求について

共済金等の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金等をご請求いただける権利は、支払事由の発生した日の翌日から３年間です。

注意喚起情報

◎クーリングオフについて

契約申込後、申込日を含め８営業日以内であれば、申し込んだ契約の撤回（クーリングオフ）ができます。その場合、共済事故がない限りすでに払い込みされた掛金は全額お返しいたします。

契約申込の撤回を行う場合は、所定の書面に必要事項を記入し、署名・押印のうえ提出していただきます。

◎申込書の記入について

申込書は、総合共済の契約を締結するもので重要です。ご契約者自身が必要事項を記入し、内容を十分に確認して、署名・押印してください。

◎契約の成立と効力の発生について

交運共済が加入の申込みを承諾したときは、その申込日に契約が成立します。お申込みから保障の開始（契約の効力の発生）までは次の通りです。

①賃金控除の場合

賃金控除が行われた日の属する月の翌月１日の午前０時から

②口座振替の場合

口座引落が行われた日の属する月の翌月１日の午前０時から

③郵便振込、現金支払いの場合

掛金の支払いをした日の属する月の翌月１日の午前０時から

◎掛金の納入について

共済契約者は交運共済が指定した期日までに掛金を納入していただきます。掛金が納入されない場合、契約は失効とさせていただきます。

ただし、交運共済がやむを得ない理由により、共済契約者が掛金をその納入期限までに納入できないと認めたときはその納入期限を延長することができます。

◎共済契約者の通知義務について

共済契約者は、以下の場合にはすみやかに書面をもって、その旨を交運共済まで届出してください。

- (1) 共済契約者の氏名・住居または住居表示に変更が生じるとき
- (2) 共済契約者がこの組合の事業本部（支所）、事業部の区域外に転勤したとき

◎共済金等をお支払いできない場合

- (1) 共済契約者の故意または重大な過失によって事由が発生したとき
- (2) 犯罪行為を伴う共済事由が発生し、交運共済が共済金等の支払いを適当でないと認めたとき

◎共済金について

共済期間中に下記の事由が発生した場合、共済金をお支払いします。

(1) 生存給付

共済契約者の結婚・出生・子供の小学校入学・傷病（入院や休業）・銀婚・永年（総合共済加入期間２５年のお祝い）・障害・退職（※注）・介護休業・寿（共済契約者が７０歳に達したとき）、共済契約者の配偶者の入院、共済契約者の１８歳以下の子の入院

※注 退職による共済金（退職福祉充当金）は退職後の次期掛金に充当していきます。

(2) 死亡給付

共済契約者およびその配偶者の死亡、共済契約者の１８歳以下の子の死亡、共済契約者の親もしくは共済契約者の配偶者の親（契約者と同居が条件）の死亡、共済契約者または配偶者の死産（１２週以上）

※ 親死亡給付は、父親・母親それぞれ１回限りの給付となります。

(3) 住宅災害給付

共済契約者が現に居住（生活の本拠）している建物の火災等・自然災害による被害

◎見舞金について

共済期間中に下記の事由が発生した場合、見舞金をお支払いします。

(1) 生存給付

共済契約者およびその配偶者の入院

(2) 住宅災害

共済契約者が現に居住（生活の本拠）している建物の火災等・自然災害による被害

◎契約が取消となる場合

共済契約者、被共済者または共済金等受取人の詐欺または強迫により共済契約を締結した場合は、当該共済契約は取消となります。

この場合払い込まれた掛金は返還しません。

◎契約が失効となる場合

交運共済が定める納入期限内に共済掛金を納入しなかったとき、共済契約は効力発生日にさかのぼり失効となります。

この場合払い込まれた掛金は返還しません。

◎契約が無効となる場合

共済契約者が共済契約の発効日または更新日にすでに死亡していたときは、共済契約は無効とさせていただきます。

◎重大事由による共済契約の解除

次の各号に該当する場合は、共済契約を将来にむかって解除いたします。

- (1) 共済金等の請求および受領に際し、共済金等受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2) 被共済者、共済金等受取人が交運共済に共済金等を支払わせることを目的として共済事故を発生させ、または行おうとしたとき
- (3) (1) (2) の他、交運共済の共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき

◎契約が消滅となる場合

共済契約者が死亡した場合は、そのときをもって共済契約は消滅します。

◎無効・解除・消滅した場合の共済掛金の返還について

無効・解除・消滅以降の未経過期間に対する共済掛金が払い込まれている場合、返還します。

◎共済金等のお支払期間について

共済金等のお支払いは、必要な請求書類が全て交運共済に到着してから規定に定められた期間の内にいきます。お支払いが遅れた際は、遅延利息を付けてお支払いたします。ただし、共済金額を算出・確定するため調査等が必要な場合は支払期間が延長されます。

総合共済は助け合いの原点です。

さまざまな慶弔時に共済金をお支払いします。

まず、総合共済に加入しましょう！！

ご契約
いただける方

JR各社および
JR関連企業で
働く方

掛金

月額1,000円
年額12,000円

ご契約
の年齢

満70歳
70歳となった年度末
(3月31日)まで

総合共済の特長

- ◇ JRに働く仲間同士が掛金を出し合い、お祝いごとからご不幸な場面まで幅広く慶弔見舞金をお支払いする助け合いの原点ともいえる共済です。
- ◇ 人生のさまざまなシーンにおいて共済金・見舞金をお支払いします。
- ◇ 一度加入すれば、満70歳まで継続できます。

…………… こんな時に共済金をお支払いします。 ……………

結婚

契約者が
結婚したとき

50,000円

出生

契約者に
子供が生まれたとき

30,000円

病気・ケガ

契約者が傷病により
入院連続14日以上
のとき、または休業連続
20日以上
のとき

20,000円

死亡

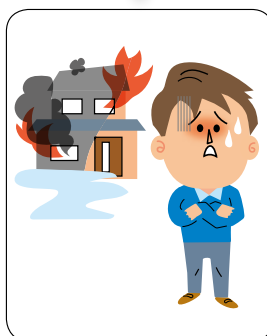
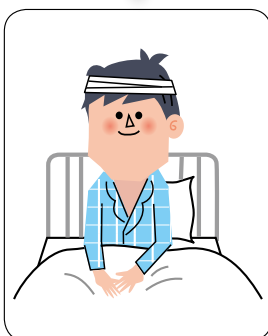
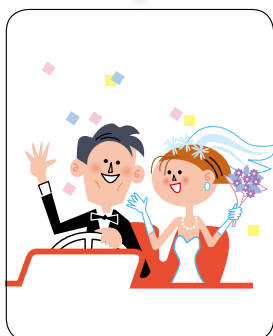
万が一、契約者が
死亡したとき

700,000円

火災

契約者が現に居住
している建物に
焼率20%以上の
被害があったとき

600,000円



その他にもさまざまな共済金・見舞金をお支払いします。

ご契約いただける方

JR各社およびJR関連企業で働く方。

掛金

月額1,000円（年額12,000円）

ご契約の期間

毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間。

※この期間の途中からでも、ご契約いただけます。

※新しく組合員になられる方は、生活協同組合運営のための出資が必要となります。出資金は1口50円です。なお、出資にあたっては2口100円をお願いしています。

ご契約の年齢

70歳となった年度末（3月31日）まで、継続契約が可能です。

掛金の払い込み方法

①勤務先からの賃金控除

※賃金控除ができないところへお勤めの方は、以下の方法で払い込みください。

②郵便振込

③自動口座振替（登録手続きが必要です）

※新規契約の初回納入分掛金については自動口座振替ができないことがあります。

④現金納入

共済金等のご請求について

共済金等のお支払いに該当する事由があった場合は、速やかに職場の共済担当者もしくは所属する労働組合または、お近くの交運共済までご連絡ください。
共済金等をご請求いただける権利は、支払事由の発生した日の翌日から3年間です。

総合共済の「共済金」のお支払い内容について

	給付種目	共済金額	適用の基準（要点）
生存給付	結 婚	50,000 円	契約者が結婚したとき
	出 生	30,000 円	契約者に子が生まれたとき
	入 学（小学校）	10,000 円	契約者の子が小学校に入学したとき
	本人傷病 1	20,000 円	契約者本人が傷病により入院連続14日以上するとき、または休業連続20日以上するとき（65歳以上は入院連続14日以上）
	本人傷病 2	30,000 円	契約者本人が休業連続60日以上するとき（65歳以上は入院連続60日以上）
	本人傷病 3	50,000 円	契約者本人が休業連続90日以上するとき（65歳以上は入院連続90日以上）
	配偶者傷病 1	20,000 円	契約者の配偶者が入院連続14日以上するとき
	配偶者傷病 2	30,000 円	契約者の配偶者が入院連続60日以上するとき
	子供傷病	20,000 円	入院連続14日以上するとき（満18歳以下の子）
	障 害 1 級 ※ 1	300,000 円	症状固定日または障害の状態となった日から1年6 ヶ月間目のとき（契約者本人のみ対象）
	障 害 2 級 ※ 1	200,000 円	症状固定日または障害の状態となった日から1年6 ヶ月間目のとき（契約者本人のみ対象）
	障 害 3 級 ※ 1	100,000 円	症状固定日または障害の状態となった日から1年6 ヶ月間目のとき（契約者本人のみ対象）
	銀 婚	20,000 円	契約者が結婚25年に到達したとき
	永 年	12,000 円	総合共済契約年数が25年に到達したとき
	介護休業 ※ 2	50,000 円	JR会社等が定める介護休職に関する労使間協定などにより共済契約者が休職（休業）したとき（給付は同一介護人について1回に限る）
死亡給付	寿	10,000 円	契約者本人が70歳に到達した契約満了のとき（3月31日）（総合共済加入実績が5年以上必要）
	契約者（本人）	700,000 円	契約者が死亡したとき
	配偶者	350,000 円	契約者の配偶者が死亡したとき
	子	50,000 円	契約者の子が死亡したとき（満18歳以下の子）
	親	30,000 円	契約者の親が死亡したとき
住宅災害	死 産	30,000 円	契約者または配偶者が妊娠12週以上で死産したとき
	火災等 ※ 3	600,000 円	焼率20%以上するとき（消防破壊含む）
	風水害等 ※ 3	300,000 円	損壊率20%以上・床上浸水100cm以上するとき
	地震・津波・噴火による住宅災害 ※ 3	150,000 円 50,000 円	焼破損率20%以上するとき 床上浸水100cm以上するとき

総合共済の「見舞金」のお支払い内容について

	給付種目	見舞金額	適用の基準（要点）
生存給付	本人入院見舞金 ※ 4	10,000 円	連続 7 日以上 14 日未満の入院をしたとき （傷病給付と併せてお支払いすることはできません）
	配偶者入院見舞金 ※ 4	10,000 円	
住宅災害	住宅災害見舞金 ※ 3	10,000 円	・火災等、風水害等、地震等で焼破損率 20%未満で損害額 20 万円以上のとき ・床上浸水 1cm 以上 100cm 未満または損害額 20 万円以上のとき

（注）退職福祉充当金 1 - 3,000 円 2 - 12,000 円 3 - 24,000 円は、退職後の自動継続契約として退職年齢および契約期間の年数に応じて次期掛金に充当していきます。
※ 1：国民年金法施行令別表に定める 1 級および 2 級程度の状態とし、3 級については厚生年金保険法施行令別表第 1 に定める程度の状態をいいます。※ 2：介護休暇は対象外です。
※ 3：住宅災害の対象は、契約者が現に居住（生活の本拠）している建物 1 ヶ所です。※ 4：適用の条件等については最寄りの交運共済にお問い合わせください。

皆さんと歩んだ 30 周年。これからも交運共済と共に!!

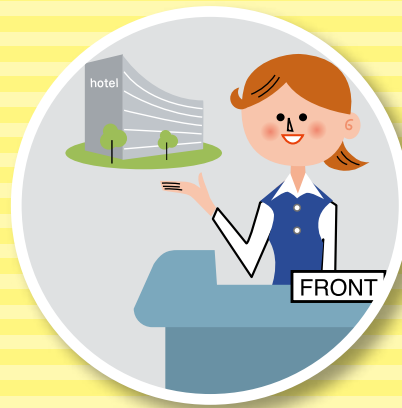
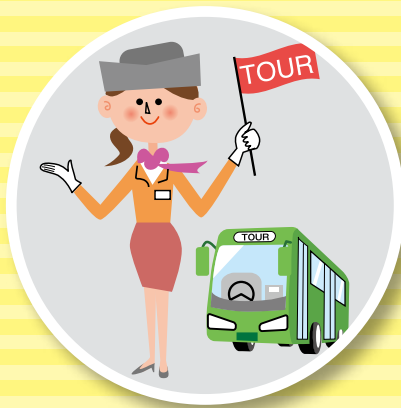
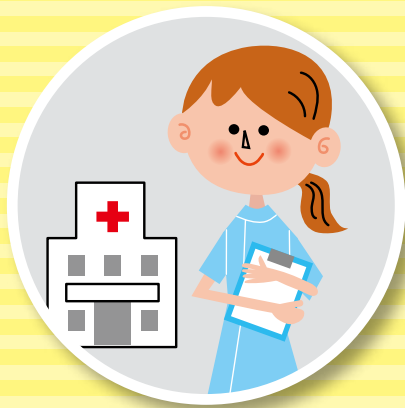
総 合 共 済

ご契約のご案内



助け合いの原点

お祝い事、悲しい事など、みんなで分かち合う共済です。
掛金は月々1,000 円（年間12,000 円）。
人生の様々なシーンで、お祝い金・お見舞金をお支払いします。



こちらからお読みください

